告示第８７号

南伊勢町広告掲載基準を次のように定める

令和３年７月１６日

南伊勢町長　小山　巧

　　　　　　南伊勢町広告掲載基準

（趣旨）

第１条 この基準は、南伊勢町広告掲載要綱第２条第２項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第２条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告媒体ごとの基準）

第３条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

（掲載をしない広告、業種又は事業者）

第４条 次の各号に該当するものについては、掲載しない。

(1) 広告主や広告の内容の不明確なもの

(2) 社会秩序を乱す恐れのあるもの

(3) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの

(4) 差別、人権の侵害、名誉毀損や営業妨害になるもの

(5) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(6) 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの

(7) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの

(8) 政治、経済、文化、社会、その他諸問題に係る主義主張に関するもの

(9) 個人情報の扱いが適切に行われていないもの

(10) 関係諸法規に抵触、または抵触の恐れのあるもの

(11) 虚偽、誇大な表現で誤認を与える恐れのあるもの

ア 不確かな根拠で、実際のものや他のものより優位または有利であると誤認を与える恐れのある表現をしたもの

イ 許認可・保証・資格などを、信用や権威付けに利用し誤認を与える恐れのあるもの

ウ 誤認を利用した詐欺まがい商法や不良商法の恐れのあるもの

(12) 著しく射幸心・投機心を煽るもの

(13) 南伊勢町に関連するもので、下記の事項に該当するもの

ア 南伊勢町を中傷するもの

イ 南伊勢町の社会的な評価を低下させる恐れのあるもの

ウ 南伊勢町が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの

(14) 南伊勢町が作成したものと誤認を与える恐れのある表現をしているもの

(15) 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの

(16) 意見広告、係争中の広告、謝罪広告、比較広告

(17) たばこに係る広告

(18) ギャンブルに係る広告（宝くじに係るものを除く。）

(19) 人材募集広告（ただし、町内に事業所を置き、且つ、勤務地が町内の募集は除く）、不動産広告

(20) 懸賞・景品広告、クーポン広告

(21) 債権の取立て、示談引受けなどをうたった広告

(22) 使用者の体験談、感謝の言葉等を掲載した広告

(23) 消費者金融、商品先物取引、外国為替証拠金取引等に係る業種

(24) 風俗営業と規定される業種または風俗営業類似の業種

(25) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種

(26) 占い、運勢判断に関する業種

(27) 興信所・探偵事務所等の業種

(28) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(29) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

(30) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(31) 租税滞納処分を受けている事業者

(32) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者

(33) その他、町長が適当でないと判断したもの

附 則

この基準は、令和３年８月１日から施行する。